

滋賀地域交通活性化協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 本県では、県民の日々の生活に密着した「地域交通」に特に焦点を当て、様々な社会情勢の変化に対応した持続可能な交通ネットワークの維持・活性化を目指し、「滋賀地域交通ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定した。ビジョンでは「地域交通」を重要な社会インフラであると位置付け、「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」の実現を、民公共創により目指すこととしている。このようなことから、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域交通計画（以下「計画」という。）の策定および実施等に関して公論熟議を行うことを目的に「滋賀地域交通活性化協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、滋賀地域交通ビジョンの実現に向けて、次に掲げる事項について、公論熟議する。

- (1) 計画の策定および変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

（会長および副会長）

第4条 会長および副会長は、次条の規定による委員のうちから、これを互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（協議会の委員）

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する公共交通事業者またはそれを代表する者
- (3) 警察（公安委員会）
- (4) 道路管理者
- (5) 関係する行政機関（国）および県内市町を代表する者
- (6) 公共交通の利用者
- (7) 滋賀県
- (8) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（オブザーバー）

第7条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーはその専門性等を考慮し、必要な個人または法人等の代表者を会長が指名する。

3 オブザーバーは、会長の求めにより、協議会に出席し、意見を述べるることができる。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。ただし、学識経験を有する者の代理出席については、この限りでない。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認める協議については、非公開で行うことができるものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を依頼し、意見、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 計画の策定または変更に必要な事項について、協議および調整をするため、幹事会を設置する。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局を大津市京町四丁目1番1号（滋賀県土木交通部交通戦略課内）に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監事2名を置き、委員のうちから会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計、出納を監査し、監査の結果を会長に報告する。

3 監事は会長および副会長と兼ねることはできない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者が指名した者がこれを清算する。

(委任)

第16条 会長は、その権限に属する事務の一部を会長が定める者に委任することができる。

2 前項の規定により委任された事務の執行あたっては、その責任は当該委任された者に帰属する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。